

新型コロナウイルス感染症患者 受入病院の経営に対する支援を 求める意見書を可決

新型コロナウイルス感染症に関しては、本年4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大され、休校、休園や外出自粛要請やイベントの中止などさまざまな感染拡大防止対策が実施されてきたが、感染者数は現在までに全国で17,200人を超え、滋賀県においても100人となっている。

滋賀県の医療機関では、感染拡大に備えた入院医療体制の充実を図るため、感染症指定病院を中心に感染者受入病床の確保に努めたところ、現在の受入病床稼働率は10%以下の状況となっている。

しかしながら、感染者受入病院の経営状況は、受入病床確保のための入院制限や予定手術の延期、感染を恐れ心配した受診控えによる外来患者の減少、感染者受け入れのための設備整備や機器購入、人件費の増加など、病院の経営状況は非常に厳しい状況にある。今後においては、第2波、第3波の感染拡大が心配され、新型コロナウイルスとの戦いは長期化が見込まれている中、感染者受入病院の経営は

ますます厳しい状況が続くことが容易に想定される。

そうした状況下においても地域住民の方々の命と健康を守り、地域医療を支える感染症受入病院に対して安定した経営が可能となるよう次の事項を要望する。

- 1 感染者受入病院の収益の極端な減少を補填するなど、安定した経営が確保できる体制がとれるよう財政支援を強化すること。
- 2 感染者受入病床の安全を確保するために同一病棟内で休止した病床に対する補償を充実すること。
- 3 感染拡大防止のための十分な防護具等の安定した供給を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣あてに意見書を提出しました。

